

平成30年第2回文化財保護審議会

日時：平成30年10月24日（水）午後6時29分～午後8時3分

場所：世田谷区立郷土資料館集会室

出席者：（委員）相澤委員、石野委員、稲木委員、早乙女委員、重枝委員、服部委員、藤

原委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員

（欠席者）外池委員、

（事務局）花房生涯学習部長、田村生涯学習・地域学校連携課長、大谷文化財係

長、布施民家園係長、畠山郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：（1）次第 （2）委員名簿 （3）資料1 文化財保護法及び地方教育
行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要 （4）資
料2 （仮称）世田谷デジタルミュージアムの構築の進捗状況について
（5）資料3 平成30年以降の重要文化財「大場家住宅主屋及び表門」
の保存・活用事業について （6）資料4 次大夫堀公園民家園再整備の
基本構想の策定について （7）資料5 前回議事録 （8）第13回世
田谷区遺跡調査・研究発表会チラシ （9）明治150年・東京150年
関連事業 講演会「司馬遼太郎がみた近代化 - 江戸から明治へ」チラシ
（10）次大夫堀公園民家園企画展『回想・次大夫堀公園民家園 - 「民家
園をつくる」 - 』チラシ （11）第19回民家園の手作り市チラシ
（12）郷土資料館特別展「江戸・明治の肖像画」チラシ

午後 6 時 29 分開会

○事務局 本日はお忙しいところを出席いただき、感謝する。

開会に先立ち、生涯学習部長より挨拶をさせていただく。

○事務局 日ごろから大変お世話になり、また、多忙の中、本日出席をいただき、感謝する。

今年の 6 月 1 日に文化財保護法の一部改正法が成立した。文化財の計画的な保存活用を図るために、地域全体で継承していくことが求められている。世田谷区の場合、平成28年度に作成した世田谷区文化財保存活用基本方針を活用できればいいと考えている。

教育委員会の取り組みを幾つか申し上げる。今、ICTを活用した情報発信の仕組みとして（仮称）世田谷デジタルミュージアムを構築している。子どもが学校でテレビやタブレットを使いながら、学校にしながら世田谷の文化財に触れ、調べることができる仕組みができればいいと思い、来年4月の公開を目指して一生懸命に取り組んでいる。

重要文化財である大場家住宅の耐震工事等も今年度から始まる予定である。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も間近に迫ってきたが、次大夫堀公園民家園の再整備も行い、多くの外国人の方に世田谷の文化財をたくさん知っていただく機会ができればいいと考えている。

人生100年時代に学び直しで歴史や文化財を研究、学習したいという方が非常にふえている。世田谷は多いと思うので、これからも文化財を活用し、公開していくことを積極的に進めたい。

本日は、忌憚のない意見をいただきながら本審議会を進めたいので、よろしく願います。

○事務局 本日は、稲木委員から遅参の連絡をいただいている。また、外池委員が所用のため欠席である。

議事の進行を山本会長にお願いする。

○委員 平成30年第2回世田谷区文化財保護審議会を開催する。

現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後、傍聴の申し出があれば、その際に語り、傍聴していただく形で取り扱う。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いする。

(配付資料確認)

○委員 次第2、平成30年第1回文化財保護審議会議事録承認である。前回の平成30年第1回審議会議事録は既に委員に送付しているが、各委員からの修正はなかった。したがって、本議事録のとおり承認してよいか。

[承認]

○委員 承認ということで処理させていただく。

次第3、平成30年第2回議事録署名委員の指名である。今回の議事録の署名は山本質素委員と相澤委員にお願いしてよいか。

[承認]

○委員 よろしくお願いする。

次第4、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について、事務局からの説明をいただく。

○事務局 資料1、表面が文化財保護及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要という文化庁が発表している資料である。6月に文化財保護法が改正された。趣旨は、文化財の滅失、散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要だという認識のもと、地域における文化財の計画的な保存活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るということで改正されている。

改正の概要は、まず1つ、私たち地方自治体にとって大きいのが、地域に

における文化財の総合的な保存・活用のための計画の策定が盛り込まれた。

都道府県は大綱を策定し、市町村は地域計画と言われる計画を策定できる。特に市町村の地域計画は、国の認定を受けることで登録文化財の提案や、重要文化財、国指定史跡の現状変更に係る事務の一部が自治体に権限移譲されることが可能である。管理責任者という形で、文化財の管理団体が重要文化財に関する保存活用計画を策定し、それが国の認定を受ける。地方における文化財保護行政の制度の見直しとして、今まで任意であった地方の文化財保護審議会が必置にされ、各自治体の取り組み強化を促す。都道府県の文化財保護指導委員は、専門的な見地から文化財の所有者や管理者への助言、保存・活用についての技術的な支援ができる委員であるが、それを都道府県だけでなく市町村にも置くことができる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会で今まで所管していた文化財保護行政が区長部局でも所管することが可能となった。

世田谷に関しては、地域計画の位置づけがどうなるかが一番大きい。平成28年度に審議会委員の議論を踏まえ、世田谷区文化財保存活用基本方針を定めている。これは、当時文化庁で推奨していた歴史文化基本構想の指針に沿って、文化庁から指導を受けながら作成したものである。

6ページをご覧いただきたい。今回、地域計画で求められているのが、当該地域における文化財の保存活用に関する基本的な方針を定めること、保存・活用を図るために自治体が講ずるべき措置の内容が明記されていること、当該市町村の区域における文化財を把握するための調査について盛り込まれていること、計画期間を明らかにすることが定められている。これはおおむね歴史文化基本構想を踏襲しているので、我々としては、先に策定した基本方針をもって地域計画にかえることが出来ないかと考えている。

地域計画については、都道府県の大綱と整合性がとれているかであるが、現段階で東京都が大綱をどのようにするかまだ示していない。文化庁は、4月1日の施行までの間に大綱及び地域計画についての運用上の指針等を公表し、その位置づけを明記すると謳っているので、それを待ちたい。可能であれば、自前方式をそのまま地域計画に引き継ぐ形になる。もし指針で歴史文化基本構想の要件を超えるものが求められれば、審議会に基本方針の見直しを相談し、地域計画として位置づけられるものに改めたい。もともと歴史文化基本構想は10年間のスパンで出しているが、中間の年で見直しを図ると謳っていたので、それに合わせる形で法改正を受けとめていくことを考えていきたい。

地域計画の策定に当たり、住民意見の反映に努める手段として協議会を組織することができる。歴史文化基本構想の際にも、協議会を設けることが望ましいと言われていたが、自治体のほか、文化財の所有者や学識経験者、商工会の観光関係の団体を盛り込むことが謳われていた。地方でまちおこし、地域おこし、観光資源として文化財を活用していこうという機運が高い自治体であれば有用だと思うが、世田谷区の場合は、地域からの声はパブリックコメントや区民の意識調査で吸い上げ、協議会は設けずに、文化財保護審議会に諮問し、その答申を受ける形にした。

今回、協議会を組織できることが法上の位置づけとして明記されたが、地域計画の策定の必須となるのかも文化庁に確認しながら取り組みたい。

今回の法改正で、国の登録文化財への推薦や重要文化財、史跡等の現状変更に対しての権限が移譲されるが、世田谷区の場合は今までも国に相談して登録を受けているものも多数ある。実際の運用上、東京都教育委員会を通じて文化庁に相談できる仕組みがあるので、権限移譲を受けることは喫

緊とは感じていない。重要文化財、国指定史跡についても、大場家住宅は、保存活用計画を策定して修理に取りかかるが、大きな現状変更について、特段、区の判断でやらないと事務が円滑に進まないということもない。今後の動向や他自治体の取り組みなども参考にした上で検討したいが、地域計画として国の認定を得られただけで権限移譲まで求めることは現段階では考えていない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、文化財行政、保護行政を区長部局で担当することが可能となるが、世田谷区としては教育委員会のもとに文化財保護審議会を設置し、その一部として文化財保護行政に取り組んでおり、この体制を大きく見直す必要は感じていないが、今後の各自治体の動向を見ながら研究していきたい。

○委員 国はこれまでの歴史文化構想を一步進めて、文化財の計画的な保存活用を促進することで法の改正に至っていると思う。世田谷区は歴史文化基本構想に沿った形で平成28年度に文化財保存活用計画基本方針が定められている。その意味では世田谷区は先見的に進んできたと理解できる。

今までに策定したものを踏まえて新たに申請し直すのか。

○事務局 運用指針が示されていないのではっきりしたことはわからないが、国としては、既存の歴史文化基本構想をそのまま地域計画にという場合も、認定を受ける際には改めて国に申請する方向と聞いている。

○委員 いずれにしても、都が明瞭な方針を出さないと進まないと思うが、今年度中に方針が出るのか。

○事務局 東京都教育委員会の担当に照会している限りでは、まずは国の運用指針が出てから検討することになるので、東京都の大綱作成も時間がかかる可能性がある。

○委員 質問はあるか。

○委員 1枚目のプリントを見ると、できる規定なので、世田谷区は強制されずに自分で判断して、よりよい活用を目指し、今までやっていることとあわせて、受け入れるものは受け入れるという方針か。

○事務局 できる規定なので、法律に基づいた組織あるいは計画をつくることができるが、我々としては地域計画に相当するものは必要ということで、平成28年度に答申をいただき基本方針を策定した経緯がある。それ以外のものについては、世田谷区の実情に合わせて必要なものは取り組んでいくという考え方である。今の段階では、地域計画以外の部分について取り組むという明確な方針は持っていないので、指針が示された段階で改めて検討していきたい。

○委員 今回配付された議事録から発言者の名前がなくなっている。これは何か意図があるのか。

○事務局 委員に確認する段階では議事録に発言者の名前を入れているが、ホームページ上では名前を出さずに公表していた。今回配付したのは公表用の資料である。

○委員 今後、文化財の登録を受けるときに、活用計画をかなり考える必要があるという変更だろう。現状変更に従って、活用を重んじればもっと柔軟に対応するという改定と受けとめている。我々が区の文化財候補を挙げていくときに、今までは価値が建物だけであるという考え方でよかったが、今後はその建物をどう活用するかという視点が必要になってくるのか。

○事務局 今は、国指定の重要文化財と史跡については、現状変更等の権限の移譲を受けるには保存活用計画が必要という内容だと受けとめている。ただ、登録に関する部分については、国の認定を受けると登録すべき物件を提案できるという条文が加わっている。東京都の場合には、都の教育委員会を通じてしている作業とどう具体的に変わるのかはまだ示されていないが、今のところは、登録文化財については従前どおりではないかと思う。文化庁も、件数が

増えてきており、そこは個別の課題である。法改正では、特に登録文化財について重要文化財並みの保存活用計画を策定することが必要だとは読み取れない。

○委員 文化財保護指導委員は、ないところに設置という意味なので、世田谷区としては特段、委員を新たに求めるという考え方ではないのか。

○事務局 小さい自治体で専門家を確保するのが難しい、あるいはそういう関わりがないところに、都道府県が文化財保護指導委員という形で技術助言できる人を派遣する。それは、文化財保護審議会の委員以外にも都道府県を巡回している方々がいて、例えば名勝や天然記念物の案内ガイドをして観光客の呼び込みに使える人を充てている。あるいは、建造物や美術品の修復で技術的な担当者がいない自治体に、都道府県が専門家を派遣して助言するというのが文化財保護指導委員の制度である。

今回、文化財保護指導委員を市町村にも置くことができ、文化財の所有者等への助言をできる制度であるが、世田谷の場合は、都内どこの自治体もそうだと思うが、文化財の保存修復に当たる事業者や審議会の先生を通じていろいろな大学の先生とのパイプもできるので、今のところ、文化財保護指導委員を登用する必要性は感じていない。ほかの自治体はどういう方をどう活用していくのか、様子を見た上で判断したい。

○委員 別の市でもこういう話題が上がり、全く同じことが取り上げられていたときに、基本計画を立ててきちんと文化庁に示すことで、例えばデータベースづくりや基本的な調査をするときの補助金をとりやすくなると言われたが、そういうことはあるか。

○事務局 ある自治体とない自治体では、ある自治体のほうに補助金をつけたくなると思うが、今のところ、補助金のために地域計画などが必要とされる取り扱いにはなっていない。しかし、今後、新たな補助金が創設されてそういうこ

とになる可能性はあると思う。国土交通省と文部科学省が共同所管している歴まち構想の補助金は、地域活性化事業で、例えば文化財を観光地として活性化させるために周辺のインフラ整備を行うことのできる補助金である。それは今までも、歴史文化基本構想かそれに相当するものを持っている自治体にとということで文化庁から指導を受けていたようで、そういった制度を活用するのであれば地域計画が必置になる可能性はあると思うが、今の時点でそれ以外の補助金は聞いていない。

○委員 地域活性化事業は、文化財で使えるものがなくなったら切りかえられるものではないのか。

○事務局 歴史的まちづくりを推進する事業は、今ある文化財を観光資源や地域おこしのために活用するという趣旨で、滅失したものではないと聞いている。

○委員 資料の10ページで、現在権限移譲されている範囲として都道府県から町村まで5つに分かれているが、世田谷区はどれに当たるのか。

○事務局 特別区自体は、地方自治法上は一般市として位置づけられているので、一般市と同様と考えている。

○委員 今後、文化庁と都の方針が出てきた段階で、審議会としても申請し直すかどうかを含めて議題として上げていただければと思う。

○事務局 国の指針が示された段階で委員にもお送りし、庁内で検討した結果を上げさせていただきたい。

○委員 都に限らず、各道府県の情報も必要だと思う。横並びでやっていただければと思う。

文化財保護法の改正に伴う案件については終わる。

(仮称) 世田谷デジタルミュージアムの構築の進捗状況について、事務局から説明願う。

○事務局 平成28年度に策定した世田谷区文化財保存活用基本方針の中で5つの重点

取り組みを掲げている。そのうちの1つとして、世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信に向けて（仮称）世田谷デジタルミュージアムの構築を行うことを定めている。昨年度、システム構成の概要の検討を行い、本年度から本格的な構築に取り組んでいる。

デジタルミュージアムの機能としては、指定文化財を初め、資料館の収蔵資料等の検索を行う。ジュニア講座は、世田谷の文化財や世田谷の歴史・文化に関するページをつくる。副読本をつくっても学校の時間が厳しい中で活用していただけないので、先生方が自分たちの授業進行に合わせて選択できるような項目で副読本相当のものを検討している。これは学校の社会科の先生方と協力する。また、地図情報と連動して世田谷の各地の文化財を紹介するせたがや文化散策マップ、ストーリー仕立てによって文化財単体ではなくて文化財群でまとめるせたがや歴史文化物語や、郷土資料館、民家園の案内、せたがやの記憶という双方向コミュニケーションのツールなどに活用したいと考えている。

現在、ある程度システムの概要ができたので、映像を使って紹介する。

今のところ、世田谷デジタルミュージアムとしているが、名称はこれから考えていきたい。

トップページの上部のデジタルミュージアムが資料検索機能になる。イベント情報、郷土資料館、民家園の案内ページなどがヘッダーに表示される。ここは検索になっていて、歴史的な建造物と入れれば建造物の一覧が出てきたり、古文書と入れると古文書のリストが表示される。

下にスクロールすると、お知らせの部分がある。お勧めのデジタルミュージアムとして、建造物や美術工芸品や古文書を出したい。さらに下に行くと、建造物や考古資料、歴史資料、古文書の 카테고리 から検索できる画面が出てくる。さらに、施設の紹介として民家園や郷土資料館の紹介、世田谷

区の歴史の紹介や、いろいろな方からの投稿なども受けられるせたがやの記憶がある。文化散策マップからは地図情報に移れる。そういった形で取り組んでいる。

検索画面で検索すると、デジタルミュージアムとして幾つかキーワードに沿った形で文化財の情報が一覧で表示され、検索した結果が写真と一緒に出てくる。また、写真よりも情報がいいという方は画像なしも選べるようになっている。

郷土資料館のホームページでは、常設展示の案内や、郷土資料の紹介、展示している資料の解説、展示室があり、これは世田谷代官大場家とボロ市という常設展示だが、企画展をここに入れ込んでいくことが可能になる。

次大夫堀公園民家園の紹介は、園内の案内図のほかに、それぞれの建物の紹介などができる。

せたがやの記憶では、テーマを決めて、区民の方から写真なりをコメントつきで投稿していただく。コメントに問題がある場合は事務局で調整するが、区民の意見を反映して、いろいろな方の目線で見えた文化財を紹介できるものをつくりたい。

せたがや文化散策マップは、地図情報に世田谷の文化財のピンが立つようにして、アプリを落としておくと、近くの文化財がスマホとかタブレットの地図にポップアップしてくる形で、そこを選択すると、その文化財の解説が写真つきで見られる。実物を見られないものでも写真と解説が見られる形を考えている。

これが管理画面で、データベースの部分である。一般の方々が入るのではなくて、郷土資料館の学芸員や文化財民家園の職員がデータを入力したり、コンテンツページを加えたりする。特に大きな分類を幾つか立てて、その中で文化財データベースをつくっていく。ここにはデジタル化した

写真情報も多く載せて、公表以外の例えば所有者の情報も含めて管理していく。今までの台帳管理からデジタル管理に移していく。

今年度中にデジタルミュージアムの形はある程度つくり上げていきたい。基本的な情報についてもなるべく入れ込む。ただ、郷土資料館の収蔵資料は数が多く、考古資料もまだ整理されていないものがあり、完全な形でとすると何年もかかってしまうので、まずは公表できる部分を構築して公表する、あるいは、学校の教育の場での活用を進めながら、データについては逐次、担当で充実させていく。

○委員 質問等はあるか。

○委員 大分つくり込んできた感じはする。画面が若干地味で、結構ありがちなページという気はする。

まず、環境として、スマートフォン等には対応しているのか。

○事務局 そういったものにしていく。これはタブレットで、構築用の画面なので、ネット上での動作はまだしていないが、構築した結果としては、スマホでいじることができるものを考えている。

○委員 地図上に落としたり、まち歩きしながらの活用するときには、例えば文化財の案内板にQRコードがあって、それで見られるという感じも考えられているのか。

○事務局 QRコードがいいのか位置情報にしていく方がいいのか、今、構築の中で検討している。

○委員 このサイト自体は、基本的には世田谷区のホームページの下に入ってくるのか。

○事務局 世田谷区のホームページが機能としてはかなり限定的につくられているので、それとは別個のものとしてサーバーもつくる。世田谷区の今までの文化財のところをクリックすると、世田谷デジタルミュージアムへというところ

があり、そこを開くと別のウインドーが開く仕組みになる。

○委員 個々のコンテンツの情報は、例えば外部の検索エンジンからヒットさせる仕組みにするのか、それともここに入っていないと見られないようにするのか。

○事務局 収蔵資料についても、外部の検索エンジンからも入っていけるようになると思うが、詳細までは詰めていない。

○委員 ほかの展覧会を見たとか、こんなものがあつたといって引いたときに、いきなり資料に行ってもいいのか。トップページから行かなくても、資料に当たってそこから上にたどっていくという方針もあると思う。

○事務局 どの程度の資料まで行くかが調整できていない。例えば指定文化財はそういう形で構わないと思っているが、個々のものについてまではどうか。ただ、大場家文書記録等は、検索した結果が表示される画面もあるので、そこは検索エンジンでかかる可能性があると思う。

○委員 個々の資料について言うと、解説は多い少ないがあるのか。

○事務局 はい。個々の資料までは考えていない。

○委員 大きなところは当たる感じにしていくのか。

○事務局 出てくるようになるかと思う。

○委員 私が一区民として第三者的にこういうもので見たいなという1つは、神社の境内などには立派な石碑があつて、裏にいろいろなことが書いてあるが、文字が崩れていたり、1つ1つを見る時間がないことがある。耕地整理したとか、地域史として重要なことがたくさん書いてある。しかし、字が物すごくたくさんで、一般の人は面白そうだが読みづらいときに、きちんと活字化されて出てくるのはうれしいと感じる。

どこにでもあるような写真もいいかもしれないが、一般的に読めない、しかし、書いてあることがきちんと反映されているという質の高さを今後やっ

ていただけるといい。

○事務局　未指定のものをどこまでということはあるが、今指定されているのであれば、例えば喜多見氷川神社の石鳥居は奉納者の喜多見重恒と重勝の名前が彫られているが、そういったものについては翻刻したものを解説として加えていく。

　神社の石碑はまだ指定されず、翻刻されていないものも多くあるので、あるものから入れていきたい。未指定のものをどこまで入れられるかはこれから検討するが、かつて調査した庚申塔や地藏、石橋の供養塔は書いてあるものも報告書に上がっているので、それをきちんと解説して出していくことは可能かと思っている。

　神社にある忠魂碑、公園にある耕地整理の記念品など、どこまで捨てるかはあるが、将来的には調査が進めばそれをきちんと反映して、積文も載せられるようにしていきたい。

○委員　その内容が問題である。実際に文化財のことを確認するとき文化庁の文化財データベースを見ると、50点ぐらいから100点ぐらいまでシートに差がある。文化庁がやっていてあそこまでばらばらになってしまうわけで、世田谷の場合には何をやるのか。指定年月日ぐらいしか入れていない、写真も載っていないというレベルから、問題点や価値まで詳しく書いてあるものまであるので、その辺をどうやっていくのか。つまり、世田谷らしさをどう出していくのが一番問題だと思う。

○事務局　今回、デジタルミュージアムをつくるに当たっては、画像を多くに入れられるように取り組んでいるので、建造物の写真のほか図面なども載せていきたいと考えている。個人の住宅で、間取りが出るのが問題なものは外観だけにはなるが、例えば民家園の民家は図面も含めて出していくことを考えている。

解説については、一般の方たちの利用を想定しているのですが、どこまでのものにするかはこれから調整するが、「せたがやの文化財」で紹介しているものや、建物の基本的な構造や階数は盛り込んでいきたい。なるべく画像を多くとを考えている。文書の場合は、まずはマイクロ化されているものからスタートしたい。

○委員 いろいろなものを募集する場合に、世田谷の昔の写真を持っている元世田谷区民は応募できないのか。

○事務局 インターネットなので、そこは幅広く考えている。

○委員 管理運営や更新の作業は日常的に誰がして、どういった人たちが情報をつくっていくのか。

○事務局 文化財係、郷土資料館、民家園係にそれぞれ専用の端末が設けられて、それで管理ができるようにしているので、それぞれの担当で所蔵しているもの、責任を持っているものは、担当の学芸員なり調査員、事務職が管理、更新等を行っていく。また、コンテンツページは、トップ画面やフォーマットを決めているものは委託事業者に経費をかけて変更するが、ページの増減、改修は基本的に担当者ができる。

○委員 自由にやるのか、それとも、ある程度共通のルールでやるのか。ページをふやすにしても何にしても、センスというか質が出てしまう。その辺をそろえるのは、どこかでコントロールしていくのか。

○事務局 郷土資料館、民家園のページについては、施設の利用実態もまちまちなので、それぞれの施設の特徴が出るものになると思う。ただ、全体の大きな構成については、デジタルミュージアムの作り込みをしているものがあるので、文化財の3係で調整しながら進めていき、統一がとれたものにしていきたい。

ジュニア講座等については、学校の先生と相談した上でテーマやコンテン

ツをふやすなど柔軟に対応していきたいと考えているので、ある程度共通したデザインになるようにルール運用しながらつくっていく必要がある。

○委員 1 ページの 4 の世田谷デジタルミュージアムの機能がこれなのか。それとも、(1)のデジタルミュージアムだけがこれなのか。

○事務局 検討を始めるときにデジタルミュージアムをキーワードにしてしまったが、これは仮称にしている。デジタルミュージアムは大きなパッケージのことも言っているが、その中の検索部分だけをデジタルミュージアムにして、全体の名称は変更しようと考えている。現時点で結論が出ていない。

○委員 (4)のせたがや歴史文化物語は、デジタルミュージアムの中に入れるという意味なのか。

○事務局 中に入れる。今のところ、内容がまだ検討段階で、そのページができていない。

○委員 (4) せたがや歴史文化物語と(7)世田谷の歴史の違いは何なのか。

○事務局 今までも区政概要に世田谷の簡単な歴史の概要を 4 ページ、5 ページぐらいでつくっているが、そういった古代から現代まで世田谷のたどってきた大体の歩みを世田谷の歴史という形でまとめたい。

○委員 世田谷の歴史のほうは、あるものを活用するということか。

○事務局 通史を述べることになっている。

せたがや歴史文化物語については、基本方針の重点取り組みの 5 番目に掲げ、歴史文化基本構想の関連文化財群に相当するものとして考えているものである。文化財 1 つではなくて、幾つかの文化財のまとまりとして捉えたほうが理解しやすいものについて、1 つのストーリーを立てて、それに従って文化財を紹介していく。基本方針の中で掲げていたものでは、例えば中近世の歴史をたどるということで、代官屋敷や世田谷城址公園を中心とした吉良氏、彦根藩領の代官を務めた大場氏などの歴史を中心に文化財をまとめて紹

介する。

○委員 そのストーリー立ては誰がつくるのか。

○事務局 今のところ、文化財のほうで検討している。

○委員 役所の中でということか。

○事務局 役人が考えると、例えば喜多見地域のものや近代建築、古墳群が思い浮かぶが、そうではなくて、今年のワークショップで出た、古い道筋をたどってみたらどうか、川が埋められて緑道になっているが、その一方で次大夫堀のように復活しているところもあるので、失われた用水路を1つのストーリー仕立てにしたらどうか、インスタ映えするところを集めてみたらどうか等の意見をまとめて、10から15ぐらいのストーリー仕立てのものを考えて、それに沿った文化財の紹介をしてみようというのがせたがや歴史文化物語である。

○委員 壮大なストーリーではなくて、10から15をイメージしているのか。

○事務局 そうである。幾つか文化財群としてまとめて見ていくと、1つ1つ見るのとは違う見方が生まれるものもあると思う。

○委員 違う見方でいいのか。基本的な正史ではなくていいということか。

○事務局 そうである。

○委員 私もここが割と気になる。できたら映像でナレーションが入っているといい。

○事務局 映像をつくるのが大変である。映像については今ここでは書いていないが、山田家住宅を紹介する映像作品を2本入れて、そのほかにもお面かぶりや大蛇のお練りを撮り直しており、それらを15分程度の番組にまとめたものを随時、映像資料として紹介していくことも考えている。ただ、歴史文化物語全部につくっていただけるかどうか。

○委員 それほど長くなくても、例えば奥沢海軍村は、地図が出てきて、今こんな

感じに残っているみたいなのが、3分ぐらいで多分まとまる。成城学園前も立派なストーリーがあって、最後に山田邸が出てくるとか、小坂邸は昔の二子玉川の遊興地があって、別荘群があってというビジュアルな映像物は魅力的だと思う。静止画面だと余り受けない。

○委員 ただ、最初につくり過ぎると、去年と全く一緒だと思うと、人がどんどん離れていくから、結構動いているな、新しいものが入っているなどやらなければいけないところが難しい。

○委員 そういうものを少しずつふやしていったらいい。

○事務局 検討させていただく。映像をつくると、見飽きたものをいつ更新するんだという話になるので、その体制がどうとれるか、予算的な面も含めて、今後の課題として受けとめさせていただく。

○委員 言語は日本語だけか。

○事務局 英語、中国語、ハングルは対応するように考えている。翻訳をどう進めるのが課題で、解説がどこまでできるかはあるが、タイトルは外国語をつけるようにしたい。

○委員 タグまでは韓国語と英語がついているが、ただいま作成中というところが日本中の文化財で多い。改訂中なので見られないとか。

○事務局 解説が違っていると指摘されて、また削るということがあるので、今年度中に指定文化財や基本的なものはきちんと出るようにしたいと思う。

○委員 データは文化財係なり資料館が出しても、構築するのはプロがやるのか。

○事務局 システム会社が構築作業に当たっていて、基本的なデータの作成は教育委員会事務局で行う。

○委員 アップするときには、行政からこのようにアップしたいといってシステム側に渡すのか。

○事務局 全体の枠組みで大きく変えるとなると、システム会社に全体の修正作業を

依頼しなければいけないが、日常の管理、コンテンツ増やページのリニューアルは教育委員会の担当で対応できるものにしていきたい。

- 委員 更新をどの程度の頻度でやっていくかということもある。
- 事務局 指定文化財はほとんど変わらないが、イベント情報や企画展、特別展などの展示情報は、その都度更新していく必要があると思う。
- 委員 考古資料、遺跡の紹介で、遺跡の調査情報は出せないのか。
- 事務局 考古資料は指定のものを中心に出していくが、遺物1点1点は難しい。遺跡の紹介は、ある程度のはつくりたいが、発掘調査の内容をどこまで盛り込めるかが難しい。ただ、どういう報告書が出ているかは遺跡ごとに紹介できればと思う。
- 委員 現地公開するものがあれば、それに合わせてやったほうがいい。事業者との関係もあるかもしれないが、単に遺物と遺跡の紹介だけではおもしろくないので、公開できる生情報は公開したほうがいい。
- 事務局 検討していきたい。見学会などができるものはイベント情報でもアップしていく。
- 委員 何から何まで公開しろということではなくて、発信するときに必要なものは発信したほうがいい。
- 委員 せたがや文化創造塾というのはどうか。
- 事務局 記録化がまだ進んでいないが、その辺も考えていきたい。
- 委員 講演録を残してほしい。私は今回やれなかったが、何の記録も残らないまま毎年終わってしまっている。知のコンテンツだから、ビデオが見られるとか、そういうものもあるといい。
- 事務局 せたがやeカレッジといって映像で講座、講演などの内容を出しているものがあり、そこに上げているのも幾つかある。どうまとめていくのかを検討しながら、なるべく映像情報の中に入れてたい。

- 委員 eカレッジは確かにある。
- 事務局 そことのすみ分けをどうするかも含めて検討していきたい。
- 委員 講演の場合は著作権の問題が絡んでくる。断りもなくどんどん使われることがあるので、公表されるとそこが気になる。
- 事務局 講演録という形だといいが、映像をそのまま使えるかは確認しないと難しいところもある。
- 委員 年度中にある程度構築して、来年度当初からスタートするとのことだが、その前に、これをさらに一步進んだ状態で見せることはできないか。
- 事務局 多分、直前になるかと思うが、年度内のどこかで審議会が開ければ、その中で紹介する。
- 委員 区民に紹介するのか。
- 事務局 一部運用ができれば、例えばまち歩きの際にこういう使い方ができると紹介したり、社会科の先生に紹介することはキックオフとして考えている。審議会の委員に、実際に使ってみての感想をいただければと思う。
- 委員 では、次回もう1回やってもらうことをお願いします。
- 6、その他の報告について、事務局から報告を願う。
- 事務局 重要文化財「大場家住宅主屋及び表門」の保存・活用事業について、これまでも大場代官屋敷保存会でさまざまな管理をしてきたが、平成26年の簡易検査で耐震上課題があることが判明し、平成28年度に国の補助金をとって耐震診断を行った。その結果に基づき、平成29年度に耐震設計を行っている。平成30年度以降、実際に工事に入ることになったので、その内容について報告する。
- A3のカラー写真に今回補強する部分を図示している。上の平面図には、壁面の補強を図示している。壁面の補強は、なるべく最小限の範囲にとどめることと可逆的な対応ということで、全部解体して耐震化を行うのではな

く、上乘せする形のものを入れて、それを外せばもとに戻せるものを考えている。

壁面については、板の間の南側、階段の間と代官居間の垂れ壁部分を構造用合板で補強していく。もう1つは、板の間の東側、北寄りの大きな壁に構造用合板での補強を入れていく。西廊下と蔵前の部分にも補強壁を入れる。

今、蔵前のところに壁はないが、新たな壁を設ける。西廊下と蔵前の部分は、重要文化財指定の範囲外なので大きな改変が入る。

玄関部分は、後の増築になっているが、天井の野地板を補強して、ゆがみが出ない形の補強を考えている。床下は、足元をしっかりとすれば構造上のメリットがあり、見えない部分なので、重点的に補強を入れている。

青が構造用合板を入れる部分である。赤の部分は、少し分厚い構造用合板が入る。黄緑色の部分は、斜め木摺といい、斜めに板材を渡したフレームをはめ込む形となっている。通気性を確保することも含めて考えている。

床下は、根太等はそれほど多くは損傷していないが、活用して座敷に人を上げるとなると不安な部分があるので、床束を補足する補強を考えている。

耐震補強に伴う解体範囲は、床下及び床組を解体する。玄関は、玄関屋根を補強するために一旦屋根を全部ばらして補強する。

性能表では、現状で「倒壊の恐れあり」から、補強後は「極めて小さい」までになっている。

表門の耐震補強は、東側の土壁部分に構造用合板を張り、補強する。左側の番所の中の壁面に構造用合板を一部入れる。中に人を入れることはないが、施工のために一旦床板を外す形で解体を考えている。

若干傷んでいる部分の修理も耐震補強にあわせて行う。写真-1の北側の軒先、出し桁を受けるはりの一部が折損しているので修復していく。写真-2の、小屋組の中でも隅木の部分が四隅で浮いているので、ここを直す。雨

で腐っている写真－４、５や、写真－７、土間の南側の蟻害がある土台を直す。また、美装化の一環として、表門の北面、道路に面したところが排ガスで汚れてきているので、漆喰の塗り直しを行う。カヤもふいてから15年以上たっているのに、今回の修理にあわせて茅葺きの屋根も全面的にふきかえる計画である。

平成30年度、31年度と2年をかけて工事をするが、業務工程表を見ると、現在、大場代官屋敷保存会で業者を決定する入札の作業の準備に取りかかっているところで、11月中には契約が終わる。今年の12月15日、16日の世田谷のボロ市では現況のままできるが、12月の世田谷のボロ市が終わってから仮設工事をする。主屋に素屋根をかけたり足場で覆うので、1月のボロ市の際には、残念だが代官屋敷を見ることができない。

工程については、最初に足場を組み立てて一部解体し、本格的な工事は平成31年度となる。平成31年度10月中、延びても11月中には完了させる予定で、31年12月の世田谷のボロ市ときは新装したものをお披露目できる工程を考えている。

続いて、資料４、次大夫堀公園民家園再整備基本構想の策定についてである。

今回、次大夫堀公園民家園については、開園当初想定していたよりもボランティアや体験授業の活動が非常に充実してきた一方で、当初は想定していなかった機能を盛り込まなければいけなくなった。また、民家園の南側の生産緑地を公園で買い取り、民家園の畑として位置づける。農業公園として買い取ったので、農業を中心とした活用ということで、新たなコンセプトも加えた形で民家園全体を見直していく。

ハード部分はこれから予算取りになるが、ハードの整備に当たってもいろいろな考え方を盛り込んで策定に取り組む。

8月にプロポーザルを行い、提案をいただいた業者と契約することになり、いろいろ機能を要望している。1つは、棚網家板倉の復元である。また、民具保管庫を今、ボランティアの打ち合わせにも使っていたり、イベントの際にはそばを屋外で提供しているので、飲食を伴う活動に活用できる機能を持たせる。物置などバックヤードがよくない形なので、ある程度整備していく。世田谷では水車稼業が多かったので、民家園の当初の計画から水車もあるといいという話がずっとあり、今回、敷地が広くなるということで水車の機能を盛り込んでいく。

拡張事業用地では、畑が拡張されたことに伴う施設の整備を考えている。民家園をつくった当初は木もまだ貧弱だったが、30年が経過し、非常に生い茂ってきて、外と民家園との景観が分断され、水田のほうから民家が見えないということもあるので、景観整備も含めて行っていくことでプロポーザルをかけた。その結果として提案されたのがA3の図である。これをもとに民家園の担当室と調整し、幾つかの具体的な躯体整備の構想を今年度中にまとめていく予定になっている。

現時点では、プロポーザルの業者と条件の確認をしているところで、これを構想案としてまとめて、年度明けのどこかで第1部会、第2部会を中心として委員の意見をいただく場を設けたり、あるいは全部の合同部会にするのか、審議会という形にするのかは、ある程度案のたたきができ上がった段階で会長とも相談させていただきたい。

図の右下の畑と書いてあるあたりが、今回新たに買い取って拡張できるところである。

○委員 大場家住宅と次大夫堀公園の整備に関して報告があった。質問はあるか。

○委員 新しく水車小屋をつくる計画は、活用もできて広がるので、いいと思う。

これは南から北に向かって水が流れるということか。堰をつくってとめたり

するのか。

○事務局　これはプロポーザルの提案でいただいた資料なので、具体的にこの絵のとおりではないが、この業者の提案としては、南から北に流していく。もともと、畑の脇に悪水落としの古い用水路があったようで、業者からは、この場所で検討しているということが提案されている。

○委員　水車は上がけ、中がけ、下がけと3種類あって、水がチョロチョロ流れていれば結構回る。水輪も使い出すと傷んで、今後、管理費用もかかると思うので、できるだけ少ない水量で機能的に、将来的にも管理ができる方向にしておくといいと思う。

本来は木の芯だが、少し高いがベアリングにすると結構使いやすいらしい。検討していただければと思う。

○事務局　再整備の構想をまとめるのは今年度だが、実際の施工は次年度以降で、設計までは時間がかかる可能性がある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の世田谷区でのおもてなしに向けてどう対応するかも、これから庁内での調整になる。畑の部分についても、今は土地開発公社が持っていて、区が土地開発公社から取得するのが平成33年度以降になるので、実際の設計はそれぐらいのスパンで取り組んでいきたい。また、民家園を全部閉じるわけにはいかず、開園しながらなので、工事を何年かに分けて行う形になる。ここでは考え方を整理させていただき、実際の設計については別途、工事の直近でしていく。技術的な部分については、設計の際にまとめていく格好になると思う。

○委員　大場家の耐震補強が済んだ後の活用計画の構想は何かあるか。

○事務局　今、この耐震改修に合わせて保存活用計画の策定委員会を大場代官屋敷保存会が立ち上げて、重枝委員にも加わっていただいているが、その中で、今年度、ある程度方向性をまとめていくと考えている。

○委員 　　いずれ報告があるのか。

○事務局 　　まとめて報告できるものがまだできていないが、そこについても考えていく。

○委員 　　7、事務局からの報告に移る。

○事務局 　　文化財係から報告する。

　　1つ目は、第13回世田谷区遺跡調査・研究発表会を11月25日、教育センターで行う。今年度は、「南武蔵における古墳時代後期から古代の墓制について」、かながわ考古学財団の柏木善治先生から講演いただくことと、直近で発掘調査を行っている奥沢台遺跡第47次調査、多聞山遺跡第2次調査等の成果について報告する予定である。

　　もう1つは、今年が明治元年から数えて150年、東京と改称されて150年ということで、国や都もそれに関連するイベントを推奨しており、世田谷区ではその関連事業として、世田谷の教育、明治の当初の暮らしぶりをパネルで展示する巡回の写真展を行っている。それにあわせて、コア事業として、12月1日に北沢タウンホールで「司馬遼太郎がみた近代化－江戸から明治へ」というタイトルで、司馬遼太郎記念館館長の上村洋行先生から講演いただく。世田谷区では、教科「日本語」の中で、司馬遼太郎の書いた「二十世紀に生きる君たちへ」という若い人たちに向けたメッセージの文章を取り上げている。また、近代以降の歴史についてもいろいろな著作があるので、司馬遼太郎の目から見た近代はどうだったのかを考えてみたいという企画である。

○事務局 　　民家園から報告する。

　　1点目は、「平成30年度企画展 回想・次大夫堀公園民家園 ―『民家園をつくる』―」である。11月1日木曜日から平成31年1月1日火曜日まで開催する。都市公園の中に位置づけられた次大夫堀公園民家園の建設について

紹介する展示を行う。

もう1点、黄色いチラシは、第19回民家園の手作り市である。毎年11月23日、勤労感謝の日を開催している。民家園ボランティアの手づくり品の販売、藍染め等の体験を実施する。

○事務局 郷土資料館から報告する。今週末の27日土曜日から来月25日まで「江戸・明治の肖像画―世田谷ゆかりの人物を中心に―」という特別展を開催する。本展覧会では、世田谷ゆかりの人物の肖像画を一堂に会して紹介する。ぜひ皆様にもご覧いただければと思う。

○委員 今の説明について質問等はあるか。
なければ、事務局から今後のスケジュール等についてはないか。

○事務局 文化財保存活用地域計画の取り扱い、デジタルミュージアムの進捗、堀内委員から指摘いただいた代官屋敷の保存活用計画の策定の状況等は、年明けの段階で報告する場を設けたいと考えている。日程については別途調整させていただきたい。

○委員 以上で平成30年第2回文化財保護審議会を終了する。

午後8時3分閉会